（後部霧灯）

第三十八条　（略）

2～11　（略）

12　次に掲げる自動車については、細目告示第五十一条第一項及び別添五十二４・13・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十一条第一項及び別添五十二４・13・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

13～15　（略）

（駐車灯）

第三十九条　（略）

2～11　（略）

12　次に掲げる自動車については、細目告示第五十二条第一項及び別添五十二４・14・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十二条第一項及び別添五十二４・14・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と駐車灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

13　（略）

（後部上側端灯）

第四十条　（略）

2～8　（略）

9　次に掲げる自動車については、細目告示第五十三条第一項及び別添五十二４・15・７・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十三条第一項及び別添五十二４・15・７・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

（後部霧灯）

第三十八条　（略）

2～11　（略）

12　保安基準第三十七条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十一条第一項及び別添五十二４・13・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十一条第一項及び別添五十二４・13・２・の規定に適合するものであればよい。

13～15　（略）

（駐車灯）

第三十九条　（略）

2～11　（略）

12　保安基準第三十七条の三が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十二条第一項及び別添五十二４・14・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十二条第一項及び別添五十二４・14・２・の規定に適合するものであればよい。

13　（略）

（後部上側端灯）

第四十条　（略）

2～8　（略）

9　保安基準第三十七条の四が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十三条第一項及び別添五十二４・15・７・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十三条第一項及び別添五十二４・15・７・の規定に適合するものであればよい。